

西荻窪町会 防犯パトロール隊規約

平成25年6月 日

- 第1条 (名称) この会は「西荻窪町会防犯パトロール隊」と称する。
- 第2条 (基本理念) この会の活動はボランティアとし、法を遵守するとともに、安全を最優先にした活動を旨とする。
- 第3条 (目的) この会は、隊員の自発的な行動により、町内での犯罪発生を未然に防ぎ、地域住民の安全で安心な暮らしを守ることを目的とする。
- 第4条 (地区) この会の活動地区は西荻南3丁目・4丁目とする。
- 第5条 (事務局) この会の事務局は西荻窪町会会長宅におく。
- 第6条 (事業) この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 危険箇所の巡回、点検、街頭パトロール
 - (2) ウォーキングや犬の散歩時、児童・生徒の登下校時に合わせ通学路において児童・生徒の安全を見守る
 - (3) 不審者、不審な車両発見時の早期連絡
 - (4) 防犯広報および防犯啓発活動の推進
 - (5) 警察並びに行政との連帯、助言、提案活動
 - (6) 余暇を利用したフリーパトロール（散歩時）活動
 - (7) その他、西荻窪町会パトロール隊の目的達成のために必要な事項
- 第7条 (役員) この会に次の役員を置く。
- (1) 総隊長 1名
 - (2) 隊長 1名
 - (3) 副隊長 1名
 - (4) 会計 1名
- 第8条 (防犯パトロール隊の編成)
- 防犯パトロール隊の総隊長は西荻窪町会会長とする。隊長、及び副隊長、及び会計は西荻窪町会役員の中から選出される。防犯パトロール隊員は、自治会内において募集し、編成する。
- 第9条 (入隊) 入隊を希望する者は、申込用紙等に所定の内容を記載し、隊長に提出する。
- 第10条 (活動の補償) 防犯パトロール隊は、防犯パトロール隊員の活動を補償するため、防犯協会員団体総合補償保険に加入するものとする。
- 第11条 (会計) 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金その他の収入をもってこれにあてる。
- 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。会計報告は西荻窪町会の総会において行う。
- 第12条 (脱退) 役員会は、この会に相応しないと認められる者に対し、通告することにより脱退させることができる。
- 事務局は、隊員の登録手続き等の事務を行う。
- (その他)
- 第13条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関して必要な事項は、別途定める。
- 付 則
- この規約は、平成24年7月1日から施行し、平成25年7月1日から適用する。